



サービス利用開始までの流れ

※利用サービスによって下記の流れと異なる場合があります。



① サービス利用申請（利用者 ⇒ 区）



② 認定調査（新規・区分更新） （区 ⇒ 利用者）

区職員がご自宅等に訪問し、お身体や生活の状況等を調査します。また、利用者からは、主治医に意見書の作成を依頼していただきます。



③ 障害支援区分の認定（区）

②の調査と主治医の意見書をもとに審査会（※）が認定をします。
※サービス内容により、審査会の認定が必要ない場合もあります。



④ サービス等利用計画案の作成を相談支援専門員に依頼
詳しくは[サービス等利用計画について](#)をご覧ください。
（利用者 ⇒ 相談支援専門員）

下記のサイトから☑計画相談支援を検索することができます。（墨田区以外の事業所も利用可能）

東京都障害者サービス情報(外部サイト)
（PCはCtrlを押しながらクリック、スマホは長押しして新しいタブで開く）

東京都障害者サービス情報⇒ 事業所検索⇒
所在地から探す⇒ 事業所所在地☑墨田区⇒
サービス ☑計画相談支援又は、☑障害児相談支援⇒

⑤ サービス等利用計画案作成のためのアセスメント（聞き取り調査） （利用者 ⇄ 相談支援専門員）

契約をした相談支援専門員が利用者やご家族等にお話しを伺い、サービス内容や利用時間数、利用事業者等をまとめたサービス等利用計画案を作成します。



⑥ サービス等利用計画案の提出 （利用者・相談支援専門員 ⇒ 区）



⑦ サービスの支給決定受給者証の交付 （区 ⇒ 利用者）

サービスの種類や量を決定します。決定後は郵送で決定通知と受給者を利用者に送付



⑧ サービス提供事業所と契約、サービスの開始 （利用者 ⇄ サービス提供事業所）

サービスの開始とあわせて、相談支援専門員が担当者会議を開き、確定したサービス等利用計画を区に提出します。



⑨ モニタリング （相談支援専門員 ⇄ 利用者）

相談支援専門員が定期的にご利用状況を確認し計画の見直し等を行ないます。



サービス利用の継続

東京都障害者サービス情報の
QRコードは、こちら↓



【お問い合わせ・申し込み先】

墨田区 障害者福祉課 障害者相談係（平日 8:30～17:00）

■身体障害者手帳担当 TEL 5608-6165

■愛の手帳担当 TEL 5608-1304

FAX 5608-6423

墨田区 健康推進課 地域保健担当（平日 8:30～17:00）

■精神障害の方、難病患者の方 TEL 3622-9152